

### (仮称)道の駅「くまがや」整備事業について

先日、本事業の優先交渉権者が決定したことも踏まえ質問を行う。

**問** 事業者説明会での質疑応答および事業者が辞退した要因について。

**答** 事業費や隣接地に関する質問が出され、事業費については整備計画に記載された概算事業費を、隣接地については交渉中である旨を回答した。辞退した要因については、価格面や、運営事業者が見つからなかったとの回答を受けた。

**問** 1者のみの提案だったが適正な評価は可能か。

**答** 審査の公平性を期するため、複数者からの提案があった場合と同様に進めた。また、事業審査会から要求水準を満たす提案であると答申を頂き、適正な評価がなされたものと認識している。



とみおかしんご 富岡信吾議員  
(熊谷清風会・維新)



質問動画が見られます

**問** 誘致候補者である青果市場との連携に関する優先交渉権者からの具体的な提案は。

**答** ソフト面は、飲食施設で使用する食材等の仕入れ、本市の農産物を広めるための合同イベントの開催、また、ハード面は、隣接地と往来可能な通路を設置し、施設の連携を持たせることが提案された。

**問** 農協が参入しなかった場合、市内各地域の多くの農家が参入できないと考えるが見解を伺う。

**答** 本市の農業振興にとって、直売所を多く運営する農協の参入は好ましいと考え、実施方針において、農協が複数の応募グループに参加することを可能としたが、今回は1グループの提案だった。そのグループからは農協や地元農家との連携が提案されており、今後本市も、その支援をしていきたいと考える。

**問** 開業後経営状況悪化の際の赤字補填について。

**答** 募集要項のリスク分担表の中で、施設運営に関する経営リスクについては、本市は負わないこととなっている。(東部地域開発推進室)

### 委員会での主な質疑

## 総務文教常任委員会

10月19日開催分

■ 請願第3号 荒川公園周辺再整備基本計画(案)に関する請願について

#### 【質疑】

**問** 請願趣旨の市民福祉の向上に資するとは具体的にどういった意味か。

**答** 多額の経費をかけ、周辺の公園も含めて整備する中で、市民体育館や荒川公園の利用者だけでなく、近隣住民、そしてより多くの市民に喜んでいただけるような施設にしていきたいという思いで、この文言が請願者から出てきたものと受け止めている。(紹介議員)

**問** 請願事項の2について、施設規模や建替え位置については、現計画案の検討と併せて現市民体育館の敷地を最大限活用するとともに、熊谷市立文化センター敷地等の活用の可能性を含めた調査研究を行うこととあるが、どのようなイメージなのか伺いたい。

**答** 意見公募や説明会で、雨漏りをしている図書館や音響のよくない文化会館の活用について考えた上での計画を望む意見が多かったことから、文化センターと一体化した新施設の建設、あるいは文化センターの駐車場を体育館用地として使用することなどが考えられる。(参考人)

**問** 大規模体育館の建設そのものの見直しを含んでいる請願になるのか伺いたい。

**答** 大規模体育館の建設の是非を問うものではなく、今後さらなる人口減少が見込まれる中で、

#### 【意見】

真に市民福祉の向上に資する再整備計画となるよう、現市民体育館の敷地を最大限活用するとともに、文化センター敷地などの活用の可能性も含めた調査研究を行うことを求めている。(参考人)

**反対意見** 熊谷市内で都市拠点熊谷駅を周辺とした地域のみで、熊谷駅北口と南口のにぎわいの創出について、これまで議員も考えてきている。また、総合振興計画などのさまざまな計画の中では、このエリアがにぎわいを創出するための重要な場所になっていることから、その点をぜひ理解をしていただきたい。その上で荒川公園をなるべく残したいということも理解できるが、請願事項の2の文化センター敷地等の活用に関して、当該施設は年間30万人以上の方々が使用しており、ここ数年間で約11億円かけて耐震改修や設備改修をしている。雨漏り等いろいろな批判の声もある中、個別施設計画で示された時期まで使用するためのさまざまな資本投資をすでに実施しており、そこを壊して一体的に市民体育館を造り替えることは簡単に受け入れられる提案ではないと思っている。この請願の思いは理解できるが、これまで前富岡市長の時代からの計画などを鑑みて、にぎわいの創出のポイントである熊谷駅南口の開発に文化センターを含める計画というのは無理だと判断をせざるを得ないものと考えている。

**賛成意見** にぎわいについてはいろいろなイメージがあり、大きな体育館は別の位置でもよ

- |      |    |
|------|----|
| 委員長  | 國章 |
| 小林   | 純一 |
| 副委員長 | 和一 |
| 田中   | 和み |
| 委員   | 三浦 |
|      | 桜井 |
|      | 石川 |
|      | 影山 |
|      | 白杵 |
|      | 小林 |
|      | 健朗 |
|      | 拓朗 |

# 総務文教常任委員会

前ページの続き

いのではないかとも思っている。しかし、本請願はもう少し配慮ができる形で計画にできないのかという内容で、多くの方がこのことについて納得できるものではないかと思っていることから本請願に賛成である。

**反対意見** 請願趣旨にある市民福祉の向上について、その意味は非常に重要なものと考えている。例えば、今住んでいる周辺住民の方々の住環境を安心・安全なもの、もしくは静かなものを守るということが市民福祉の向上ということと、市の計画とずれが生じているということであれば理解はできるが、そうではないということであれば、具体的に何を望むのか不明確であると感じた。また、多くの市民のためにという趣旨の答弁もあったが、すでに本計画は市民福祉の向上に資するものと捉えており、その点が曖昧な状態で賛成することは難しいと考える。

**賛成意見** 請願事項には、配慮・措置、調査・研究、情報提供が掲げられており、これは周辺の住民からすれば当然のことと、こういった周辺住民への配慮と「みるスポーツ」によるにぎわいの創出を掲げる現在の計画は相反し、それを両立させることが必要と考えている。その結果、荒川公園周辺再整備基本計画（案）

の根本的な見直しが生じるかもしれないが、そのきっかけを与える意味でも本請願には賛成である。

12月5日開催分

**工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事）**

**問** 労務単価が5.2%上昇するとのことだが、労務費はどのくらい上がるのか伺いたい。

**答** 工事費の算出における設計単価は材料費、労務費等を合算した複合単価を基に算出していること、各工種により労務費の割合がさまざまであることから、労務費だけを算出することは困難だが、旧労務単価から新労務単価への引き上げ率が全職種単平均で5.2%引き上げられたことを今回の増額費に当てはめた場合、契約金額全体のおおむね30%から40%程度が労務費と想定されることから、今回の変更金額418万円のうちおおよそ150万円が労務費となることが推測される。（スポーツタウン推進課）

**令和5年度熊谷市一般会計補正予算（教育費・総務費・消防費）について**

**問** 小学校および中学校校舎大規模改造事業について、目的に長寿命化対策とあり、老朽化の状況も踏まえ実施する工事と認識しているが、工事によってどのくらいの期間使用できるようになるのか伺いたい。

**答** 熊谷市個別施設計画において、学校の校舎は60年間使用するとしているが、長寿命化工事を実施することで80年間を使用目標としている。

来年度に工事を実施する校舎については築50年程度経過しているため、この工事を実施することで30年程度使用が可能と考える。（教育総務課）

**問** スポーツ・文化村維持管理経費について、エネルギー価格の上昇に伴い光熱水費の予算に不足が生じたとのことだが、くまびあにおける省エネ対策を伺いたい。

**答** 今年度は省エネ目標として電気使用量等について2%削減の目標を設定し、職員によりエアコン等の消し忘れがないよう巡回パトロールを実施し、また、設備機器の運転時間の見直しとして、空調・換気システムの運転時間の短縮等利用者に不便が生じない範囲で実施し、使用量の削減に努めている。（社会教育課）

**問** 債務負担行為の上半期市報印刷業務委託について、期間を1年間でなく半年間で設定した理由を伺いたい。

**答** 印刷業務は、物品の費用が多くの割合を占めるものと考えており、その値段は変動する可能性があるため、下半期はその時点での適正価格をもつて入札、契約をすることが望ましいとの考えから、年2回に分けた契約とし、上半期の分を今回提案している。

また、市内をはじめ、多数の印刷業者があることから、受注の機会を増やし業者を育成するという考えもある。（広報広聴課）

**問** 債務負担行為の消防本部庁舎大規模修繕事業について、工事の内容を伺いたい。

**答** 外部建築工事、内部建築工事、電気工事および設備工事を予定している。それぞれ外部建築工事は外壁の劣化部の補修および塗装や屋上の防水工事を、内部建築工事は床、壁および天井の改修を、電気工事では非常用自家発電設備の改修や庁舎内の各配線工事および照明設備のLED化工事を、設備工事は受水槽や給排水、空調換気設備などの改修を行う予定である。（消防総務課）

# 環境産業 常任委員会

## 熊谷市産業振興基金条例について

**問** 産業振興基金への寄附金を集めるための具体的な案を伺いたい。

**答** 他の基金と同様にふるさと納税の寄附先としてPRしていくほか、同基金に積み立てるふるさと納税型クラウドファンディングでは、対象事業に対して寄附を募る方法になるため、事業内容のPRを行いつつながら寄附を呼びかけていく。

(商業観光課)



## 令和5年度熊谷市一般会計補正予算(商工費・衛生費)について

**問** 「総合戦略」中小企業融資あっせん事業について、今年度において早期の完済者が増した理由について伺いたい。

**答** 新型コロナウイルス感染症に対応する経済対策として、国が実施した有利な融資制度を活用した借り換えによる繰上償還がなされるなど、資金繰りに係る利用者の個々の判断が働いたものと認識している。

**問** 融資利用者の信用保証料に対する補助金はどのタイミングで交付されるのか伺いたい。

**答** 返済計画どおりに完済した後、申請に基づいて補助金を交付するものである。

(企業活動支援課)

**問** 債務負担行為の暑さ対策スマートパッケージ作成業務委託について、気象シミュレーションを活用して熊谷駅を中心としたヒートエリアを設定することだが、今後ほかの地区でもヒートエリアの設定を想定しているのか伺いたい。

**答** 現状では熊谷駅を中心とした2キロメートル四方の範囲での設定することを考えており、他の地区については想定していない。

(環境政策課)

## 字の区域を変更することについて

**問** 該当地区における埼玉県経営体育成型ほ場整備事業に係る工事の進捗状況を伺いたい。

**答** 平成29年度の事業開始以来、令和4年度までに区画整理工事、暗渠排水工事、確定測量等が終了し、今年度においては用水施設の施工や基礎的換地業務を実施している。

**問** 字の変更にあたって地元の意向を考慮することはあるのか伺いたい。

**答** 換地計画の委員会の中で、地元に対して字の変更に関して協議を行っており、地元の同意は得ている。

(農業政策課)



## 請願第4号 国へ「全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書」の提出を求める請願について

### 【意見】

**反対意見** 請願内容は理解できるが、全国一律の最低賃金を導入した結果、事業者が雇用を維持できなくなつては困る。まずは、全ての事業者が雇用を安定させることを大前提として、生活水準を上げていくことが必要である。

**反対意見** 今年度、最低賃金はすでに一度引き上げられており、現状、全国一律の最低賃金の実現は厳しい状況である。消費拡大については、ほかの施策で対応すればよいのではないかと考える。

**反対意見** 企業の利益が上がった結果、賃金も上がるというのが一般的な経済成長のモデルであり、逆に最低賃金を上げることによって状況を転換させようとするのも一つの考え方ではあるが、現実的には難しい方法論であると考える。また、国内で今一番の問題は所得格差、世代間格差、地域格差といったさまざまな格差問題であると認識しているが、そういった格差を最低賃金の全国一律化によって全てなくしていくことは現状では大変難しいと感じる。

# 市民福祉常任委員会

委員長 沼上 政幸  
副委員長 大山美智子  
委員 小鮎 賢二  
腰塚菜穂子  
山下 一男  
出井 哲司  
江田 大助

## 10月17日開催分

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について

**問** 本議案が、継続審査となったことについてどのように考えているか伺いたい。

**答** 熊谷市立学校設置条例の施行期日が同日ということ、その改正に合わせ、熊谷市立児童クラブ条例の改正を提案させていただいたが、執行部としては継続審査となったことについて重く受け止めており、今回の議会の御判断、御意見を尊重し、今後の議案の提案をはじめ、行政運営に生かしていきたいと考えている。特に学校統廃合に関連した児童クラブの条例改正の取り扱いについては、熊谷市立学校設置条例の改正を提案し、お認めをいただければ、その後に提案をしていくように今後は改めたいと考えている。

**問** 本委員会で本議案の追加説明があったが、9月定例会時の当初の説明から追加になった点について改めて伺いたい。

**答** 太田児童クラブに伺い、保護者にチラシを渡しながら児童クラブの方針について直接説明を行ったことである。(保育課)

## 12月6日、11日開催分

熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例について

**問** 条例の改正がなされた場合、市内において、移動端末設備を利用した印鑑登録証明書のコピー交付が可能となる時期を伺いたい。

**答** 市内では、一部コンビニエンスストアにおいて令和6年1月22日から可能となる見込みである。(市民課)

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

**問** 今回の改正案では、本市が実施していることも医療費やひとり親家庭等医療費の支給を受けている者などを対象者から除くことを追加しているが、この考え方を伺いたい。

**答** 医療費の助成が二重支給とならないよう明確に規定した。(障害福祉課)

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について

**問** 別府小学校の校舎内に設置されていた第2別府児童クラブを、小学校の敷地内に移設することとした経緯を伺いたい。

**答** 学校側から、児童数の増加に伴い、児童クラブを設置している教室の返還について相談があったため、教室の返還と待機児童についての対応を行う必要

があり、このような提案となった。(保育課)

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

**問** 出産被保険者に係る国民健康保険税の減額制度についての周知方法を伺いたい。

**答** 保険年金課の窓口、母子健康センター、母子手帳の交付を行うくまっこーむなどにチラシを置くとともに、ホームページなどで周知する予定としている。また、出産育児一時金の申請者で、この制度の申請をしていない方にはプッシュ型でお知らせすることも考えている。(保険年金課)

公の施設の指定管理者の指定について(熊谷市立葬斎施設)

**問** 今回提案された指定管理者は、現在指定している団体とのことだが、指定管理を3年間行っている同団体からの事業改善の提案があれば、その内容を伺いたい。

**答** 電気設備の点検等については、有資格者が実施する必要があるが、当団体から外部委託ではなく有資格者を採用する旨の提案があり、その部分は費用の削減等が期待できると考えている。

(市民課)

令和5年度熊谷市一般会計補正予算(民生費)について

**問** 民間保育所補助事業、保育所管理運営経費、あかしあ育成園管理運営経費について、補正予算額の算出根拠を伺いたい。

**答** 保護者の負担軽減を図るため、使用済みおむつを保育所等で処分するため、必要なおむつを購入する費用として、公立保育所とあかしあ育成園については、各保育所等の子ども人数などに合わせてごみ箱の大きさを決定し、それに応じた金額を計上した。また、民間保育所については、補助対象箇所を15か所とし、1カ所当たり20万円のごみ箱の購入を想定し、その金額の3分の2を補助する見込みで計上した。(保育課)

請願第5号 埼玉県知事へ「発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書」の提出を求める請願について

**【意見】** 賛成意見 今回保育現場の現状を把握したことに加え、子どもたちへの対応が一番大切になるため、今回の請願の内容については理解を示す。

# 都市建設 常任委員会

委員長 正 田中 佳典  
副委員長 白根 照夫  
委員 大久保 勝美  
福田 信吾  
富岡 幸子  
林中 千尋

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（土木費）について

**問** 債務負担行為の公園灯LED化整備事業について、実施予定箇所の内訳を伺いたい。

**答** 市民の森20基、かめの道27基、石原公園4基、広瀬川原公園1基、中奈良公園3基、奈良中央公園6基、さくら公園2基の合計63基を予定している。  
（公園緑地課）

令和5年度熊谷市水道事業会計補正予算について

**問** 債務負担行為の配水管改良事業の主な工事箇所として石原一丁目地内、三ヶ尻地内、津田地内、市ノ坪地内、樋春地内とあるが、それぞれ配水管が整備されてからの経過年数を伺いたい。

**答** それぞれ56年、49年、57年、47年、58年経過している。  
（水道課）

**問** 同事業における主な工事に建設発生土運搬工事とあるが、その内容について伺いたい。

**答** 水道工事で発生した建設発生土

を他の現場で有効利用するため一時的に保管しており、今回は（仮称）道の駅「くまがや」の整備予定地の埋め立てに利用する建設発生土を運搬する工事である。  
（水道課）

令和5年度熊谷市下水道事業会計補正予算について

**問** 債務負担行為の妻沼水質管理センター最終沈殿池施設整備工事の詳細を伺いたい。

**答** 計画では、反応タンク、最終沈殿池を2池ずつ設置し、2系統で運転することになっているが、現在の汚水の流入量が計画の半分に満たない状態であるため、それぞれ1池ずつの1系統で運転している。最終沈殿池に予備池がなく、不具合が生じている汚泥かき寄せ機等の設備の修繕や改修が実施できない状態にあることから、最終沈殿池をさらに1池整備するものである。  
（下水道課）

## 県に意見書を提出しました

### 発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書

平成16年12月に制定された発達障害者支援法は、さらなる支援の一層の充実を図るため、平成28年8月に改正された。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう規定されている。

現在、埼玉県では「安心・元気！保育サービス支援事業」が実施されており、障害児保育事業として、保育士等の加配に対する補助制度が設けられているが、今年度から、発達障害者支援法に規定する発達障害の疑いのある児童は補助の対象にならないと明示された。

発達障害児に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要であり、教育・福祉・就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別支援を行うなどの対策が欠かせない。

就学前の段階では、子供の可能性を信じ、普通学級への通園、通学を期待することが、保護者の心情であると思われる。また、成長過程にある乳幼児に対して障害児として断定的な判定はしづらい状況も散見される。

さらに、保育現場においては、「発達障害」及び「発達障害の疑い」ではほとんど差異がなく、「発達障害の疑い」と診断された児童に対しても、特別な対応や配慮が必要なため、保育士等を加配することが必要であるとの声がある。

よって、埼玉県においては、「安心・元気！保育サービス支援事業」にある「障害児保育事業」について、発達障害と断定できないものの、医師が「発達障害の疑い」と診断する児童においても補助の対象とし、継続的に助成するよう現行制度の見直しを講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

（提出先）埼玉県知事

熊谷市議会